

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長・拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定省エネ改修工事</p> <p>・ 特例措置の内容 <現行制度の概要> 一定省エネ改修工事を行った場合、以下のとおり固定資産税額を軽減する。 翌年度1/3軽減（適用期限 平成28年3月31日）</p> <p><要望内容> ・ 適用期限の3年延長 ・ 平成20年以降に新築された住宅についても適用対象とする</p>		
関係条文	地方税法附則第15条の9、地方税法施行令附則第12条、地方税法施行規則附則第7条		
減収見込額	[初年度] ▲13の内数（▲244の内数） [改正増減収額] —	[平年度] ▲13の内数（▲244の内数） (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 既存の住宅ストックについて適切なリフォームが行われ、持続的な有効活用を図ることにより、リフォーム市場規模の拡大を通じた経済の活性化を図るとともに、省エネルギー化等の改修を促進し、住宅ストックの品質・性能を高め、国民の住生活の向上を目指す。また、省エネルギー化・省資源化に対する要請が年々高まっている中、良質な住宅ストックの循環利用を図り、循環型の持続可能な社会を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の住宅ストックは、平成25年時点で世帯数（約5,200万世帯）を上回る約6,060万戸が存在しており、量的には充足していると言える。環境問題や資源・エネルギー問題がますます深刻化する中、今後は、「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行し、既存の住宅ストックを最大限に活用することが重要である。 一方、我が国のリフォーム市場の規模は欧米諸国に比べて未だ小さいのが現状であり、「中古住宅・リフォームトータルプラン」において、中古住宅流通・リフォーム市場の拡大が重要な政策課題として掲げられているところである。 このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、公益性の高い改修を促進することが、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を拡大していくために有効である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 「住生活基本計画（平成 23 年 3 月 15 日閣議決定）」において、「既存住宅の省エネルギーの促進等を図る」ことが位置付けられている。</p> <p>なお、住生活基本計画については、人口・世帯数の減少、少子高齢化等、我が国の社会経済等の変化を踏まえ、平成 28 年 3 月をめどに見直しを進めているところ。</p> <p>○ 「日本再興戦略（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）」の中短期工程表において、「中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増【10 兆円（2010 年）→20 兆円（2020 年）】」「2020 年までに中古住宅の省エネルギーを倍増」することが位置づけられている。</p> <p>（政策評価体系における位置付け）</p> <p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</p>
	政策の達成目標	<p>・中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模を倍増【10 兆円（2010 年）→20 兆円（2020 年）】</p> <p>・2020 年までに中古住宅の省エネルギーを倍増</p> <p>なお、住生活基本計画については、人口・世帯数の減少、少子高齢化等、我が国の社会経済等の変化を踏まえ、平成 28 年 3 月をめどに見直しを進めているところ。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間
	同上の期間中の達成目標	<p>・中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を 2020 年までに倍増する（平成 22 年 10 兆円）</p> <p>・中古住宅の省エネルギーを 2020 年までに倍増する（平成 23 年 32 万件）</p>
	政策目標の達成状況	<p>・中古住宅流通市場・リフォーム市場規模 11 兆円（平成 25 年）</p> <p>・中古住宅の省エネルギー件数 46 万件（平成 25 年）</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 28 年度 省エネ：5,785 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが、政策目標の達成のために有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>・特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例</p> <p>・既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除</p> <p>・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・環境・ストック活用推進事業（平成 28 年度概算要求 184 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、省エネルギー化等の改修を促進し、住宅ストックの品質・性能を高め、国民の住生活の向上を図る。
	要望の措置の妥当性	既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくため、改修に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 22 年度 3,429 件 平成 23 年度 8,135 件 平成 24 年度 5,433 件 平成 25 年度 7,600 件 平成 26 年度 2,563 件 (総務省「固定資産の価格等の概要調書」より)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成 23 年度 144,473 千円 平成 24 年度 78,819 千円 平成 25 年度 100,879 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>税負担軽減措置の適用件数は着実に増加してきており、本税制特例は、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修の促進に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を 2020 年までに倍増する ・中古住宅の省エネルギーを 2020 年までに現在の 2 倍程度にする
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>政策目標の達成のためには、本特例を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度：創設 平成 22 年度：3 年延長 平成 25 年度：3 年延長・縮減</p>